

目次

航空法（抄）	1
航空法施行規則（抄）	3
陸上空港の基準対象施設の性能の照査に必要な事項等を定める告示	21
空港土木施設の設置基準解説	
序	
(1) 見直しの背景	序-1
(2) 空港土木施設の設置基準解説等の位置付け	序-1
第1章 総 則	
1.1 目的	1-1
1.2 適用	1-1
1.3 用語	1-2
1.4 単位系	1-5
第2章 設計の基本	
2.1 総説	2-1
2.2 性能照査の基本	2-1
2.3 作用等	2-2
2.3.1 航空機、車両	2-2
2.3.2 自重	2-4
2.3.3 地盤条件	2-4
2.3.4 土圧及び水圧	2-4
2.3.5 地震動および地盤の液状化	2-5
2.3.6 地盤の沈下	2-5
2.3.7 波浪及び津波	2-5
2.3.8 環境作用	2-6
2.3.9 風およびブラスト	2-6
第3章 基本施設等の要求性能と性能規定	
3.1 総説	3-1
3.2 滑走路	3-2
3.2.1 一般	3-2
3.2.2 滑走路の長さ	3-3
3.2.3 滑走路の幅	3-3
3.2.4 滑走路の勾配	3-4
3.2.5 滑走路のショルダー	3-6
3.2.6 滑走路のターニングパッド	3-7
3.3 過走帯	3-8
3.3.1 一般	3-8

3.3.2	過走帯の長さ、幅および勾配	3-8
3.4	着陸帯	3-9
3.4.1	一般	3-9
3.4.2	着陸帯の長さ	3-10
3.4.3	着陸帯の幅	3-10
3.4.4	着陸帯の勾配	3-11
3.5	滑走路端安全区域	3-12
3.5.1	一般	3-12
3.5.2	滑走路端安全区域の長さおよび幅	3-13
3.5.3	滑走路端安全区域の勾配	3-14
3.5.4	滑走路端安全区域の代替措置	3-14
3.5.5	アレスティングシステム	3-15
3.6	誘導路	3-16
3.6.1	一般	3-16
3.6.2	誘導路の幅	3-18
3.6.3	誘導路の形状	3-18
3.6.3.1	交差部および曲線部	3-18
3.6.3.2	高速脱出誘導路	3-19
3.6.3.3	最小離隔距離	3-20
3.6.4	誘導路の勾配	3-21
3.6.5	誘導路のショルダー	3-23
3.7	誘導路帯	3-25
3.7.1	一般	3-25
3.7.2	誘導路帯の幅	3-26
3.7.3	交差部および曲線部における誘導路帯の形状	3-27
3.7.4	誘導路帯の勾配	3-27
3.8	エプロン	3-28
3.8.1	一般	3-28
3.8.2	エプロンの形状	3-30
3.8.3	エプロンの勾配	3-31
3.8.4	エプロンのショルダー	3-32
3.9	GSE 通行帯等	3-33
3.10	飛行場標識施設	3-34
3.10.1	一般	3-34
3.10.2	飛行場名標識	3-35
3.10.3	滑走路標識	3-36
3.10.4	過走帯標識	3-44
3.10.5	誘導路標識	3-46
3.10.6	エプロン標識	3-53
3.10.7	風向指示器	3-58
第4章	付帯施設の要求性能と性能規定	
4.1	総説	4-1
4.2	道路・駐車場	4-1
4.2.1	一般	4-1
4.2.2	場周道路・保安道路	4-3

4.2.3	構内道路・駐車場	4-3
4.3	排水施設	4-5
4.4	共同溝	4-7
4.5	消防水利施設	4-8
4.6	場周柵	4-9
4.7	ブラストフェンス	4-10
4.8	進入灯橋梁	4-11

第5章 空港用地の要求性能と性能規定

5.1	総説	5-1
5.2	基本施設等の用地	5-2
5.3	航空保安施設用地	5-3
5.4	その他空港施設用地	5-4

参考資料

参考資料-1	空港の制限表面	参-1
参考資料-2	航空機の一般的な諸元	参-6
参考資料-3	滑走路のターニングパッドの形状および標識の例	参-8
参考資料-4	フィレットの形状の例	参-9
参考資料-5	アースリングの構造および標識の例	参-11
参考資料-6	エプロンの寸法の例	参-12
参考資料-7	停止位置案内標識および情報標識の書体	参-14
参考資料-8	滑走路端安全区域 (RESA) に関する指針	参-20

付 録

付録-1	基本施設の形状設定の手順	付-1
付録-2	主な付帯施設配置の設定例	付-4